



「社長である私が知らない間に父が取締役を辞任して登記も済ませていた…許可要件の経管者(父)が3年も前に欠けていたとは…」とA氏は驚かれました。建設業の許可の2本柱は法人の場合①役員の中の経營業務管理責任者(経管者)が、②許可の業種に見合った技術者(専技)が、営業所に常勤している事です。A社の場合、①②共に社長の父親が兼務していま

「労働保険の年度更新と社会保険の算定基礎届の説明会が今年から合同で開催されるようになったが、調査も一緒にあるのだろうか?」と労働局の劳保徴収室に尋ねてみました。「いや、もう一元の事業所では、やってます。二元はこれから…」との返答です。'01.1月、縦割り行政の弊害や行政の無駄をなくす狙いで省庁再編が行われ、厚生省と労働省が合併。ところがその後、宙に浮いた年金記録等、社保庁の不祥事が

「社長である私が知らない間に父が取締

あッ! 要件許可 役員変更 欠いて3年許可 注意



劳保と社保 行政改革 調査一本化 どこへ行く?

したが、①の要件は3年前に欠いた事になります。しかも1年半前に許可の更新を従来と同じ内容で済ませていたのです。父親が死去した後に分かった事ですが、内容は虚偽の申請になります。幸い3年前の時点でA氏が①②とも

代われる条件を満たしていました。依頼を受けた当事務所では、県の担当課に事情を詳しく説明。許可の取消等を回避し、始末書付きながら変更届で認める…との回答を得る事が出来ました。役員の変更は細心の注意が必要です。

続出、政管健保は'08.10月に都道府県単位の協会健保へ、年金は来年('10)1月に日本年金機構へ分割。さらに最近、選挙対策か厚労省を「社会保障省」と「国民生活省」に分ける動きも…。「改革なくして成長なし」の小泉政権は'01.4月~'06.9月ですからその一つの結果が今、出てきているのかも知れません。二元とは主に建設業の事ですが、大変な不況の中、徴収だけが一本化されて厳しくなるのは困ります。



従業員を解雇する前に、賃金の80~90%を助成する『中小企業緊急雇用安定助成金』の活用を!